

平成25年度事業計画

民間社会福祉施設等に勤務する職員の処遇向上を図るため、退職手当共済事業の一層の充実推進に努めます。

1. 退職一時金の給付及び資産運用について

民間社会福祉施設等を取り巻く社会状況をみると、少子高齢化や経済の低成長という状況の中で、ガバナンスの確立や人材育成、確保等が議論されています。

こうした情勢の中で、共済契約施設及び職員に対する退職手当共済制度が長期的に安定した制度として維持できるよう、調査・研究や創意工夫を行い、円滑な事業推進を図るとともに、3年ごとの財政再計算を平成25年3月末時点で実施するなど退職手当積立基金の適正な水準維持の確保に努めていきます。

また、財団基金の資産運用については、長期化している欧州の金融危機や新興国の経済成長率の鈍化など世界の経済構造が変化している中であって、一般財団法人への移行に伴う資産運用も、非課税ファンドから課税ファンドに移行となるため、目標利率の見直しをする等資産運用管理体制の強化・充実を図りつつ、安全かつ確実な総合収益を確保し、財政の健全化に努めます。

2. 公益法人制度改革に伴う新財団法人への移行について

当財団は、平成22年11月の理事会において、一般財団法人に移行する方針を決定しました。移行認可の申請時期は当初24年の夏～秋を予定していましたが、今年度11月までに移行認可申請することにしていきます。新法人として必要な新定款や最初の評議員の選任、公益目的支出計画の作成は終了してきます。今後の主な作業は次のとおりです。

- ①残された会計上の課題を整理すること。
- ②移行認可申請書類を提出すること。
- ③一般財団法人設立登記及び財団法人解散の登記を行うこと。
- ④公益目的財産による公益目的支出計画を実施すること。

なお、一般財団法人への移行申請にあたりましては、県との意見調整などの事務も発生してきますので、移行事務が円滑に進むよう着実に進めて参ります。

3. 事務の円滑な実施、効率化について

共済加入職員数が11,000名を超え業務量が増大する中、事務処理の「迅速で且つ正確」を基本姿勢とし、退職共済制度の的確な運営のため、コンピュータ情報ネットワークシステムの機能充実に向けた取組や新新会計基準による会計処理の適正化、及び財団ホームページの整備・充実に努め、共済契約者の利便性を推進

するとともに、事務処理の一層の効率化を図ります。

4. 業務の広報について

機関紙「私達の財団」第36号を発行し、事業の広報と共済職員への情報提供を図るとともに、一般財団法人の移行に伴う財団の広報媒体になるホームページ「ようこそ！私達の財団へ」をリニューアルし、加入施設をはじめ職員、一般県民にとっても分かりやすく利用しやすい構成を図り、より一層の情報開示と提供に努め、共済財団及び退職共済制度に対する理解と協力を得ていくこととします。

5. 個人情報の適正な取扱いについて

個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、共済財団が実施する退職一時金給付事業並びに独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済事務を通じて個人の権利利益の保護及び人格の尊重を図ります。

主な事業

1. 役員会等の開催

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| (1) 定例理事会 | 年4回（平成25年5月、7月、11月及び平成26年3月を予定） |
| (2) 定例監事会 | 年1回（平成25年5月） |
| (3) 臨時役員会 | 必要に応じ理事長が招集します。 |
| (4) 小委員会 | 年4回 |
| (5) 公益法人制度改革等検討委員会 | 年4回 |

2. 共済掛金の収入事務

- | | |
|---------------|--|
| (1) 共済契約施設数 | 578施設（平成25年度中開設見込み20施設を含む。） |
| (2) 被共済職員数 | 11,560名（平成25年度中開設見込みに伴う職員150名含む。） |
| (3) 掛金納入対象職員数 | 11,270名（最高年齢者140名、休職者150名を除く）・・・A |
| (4) 1人平均給料月額 | 202,000円・・・B |
| (5) 共済掛金1月分 | $(A \times B \times 55 / 1,000)$ 125,209千円・・・C |
| (6) 共済掛金1年分 | $(C \times 12 \text{ か月})$ 1,502,516千円 |

3. 資産運用による収入計画

資産区分	平均残高	利子等	利回り (%)	備考
1 年金信託	9,818,000 千円	196,360 千円	2.0	
2 金銭信託	9,627 千円	5 千円		
3 定期・普通預金	80,000 千円	35 千円		
計		196,400 千円		

4. 退職手当支払資金給付事業

(1) 退職者見込数		1,430	名・・・A
(2) 1人平均給付見込額		640,000	円・・・B
(3) 退職手当給付金総額	(A×B)	915,200	千円

5. 基金の積立計画（簿価ベース）

24年度末積立総額	25年度取崩し額	25年度積立額	25年度末積立総額
9,112,342 千円	961,365 千円	1,502,516 千円	9,653,493 千円

6. 公益法人制度改革への対応

特例財団法人が一般財団法人に移行するための作業の進捗状況は次のとおりです。

- 1 最初の評議員の選任
- 2 新しい定款の作成
- 3 公益目的財産がある場合は公益目的支出計画の作成
- 4 会計資料の作成

上記1の最初の評議員の選任方法については、平成24年3月9日付けで知事の認可を受けることができ、早速、3月15日に最初の評議員の選定委員会を開催し、7名の評議員候補者を選任することができました。

◇新しい定款の作成

新しい定款は、財団の事業の一部変更や公告方法、あるいは、機関設計を一般法人法に適合するような変更が必要になってきます。また、現行寄附行為上の理事長や理事、監事は新しい法人法上の機関とは別個のものとなります。当財団は一般財団法人でも非営利法人を選択しているため、法人として剰余金の配分を行うことができない条項や剰余財産の帰属等条項を新しい定款に規定しています。そして、これらを盛り込んだ新しい定款案については平成24年度第2回理事会に承認を得たところです。

◇公益目的支出計画の作成

公益目的財産が残った場合は、その財産は公益目的に支出されるべきものとなるので当該財産が0となるまでの支出計画を作成して行政庁の監督下で計画遂行する必要があります。新しい定款4条の事業の中に、公益事業となるような新しい事業を起こして計画策定することも可能なようにしていますが、当面は加入している施設や職員に必要性が高い退職金に関する相談を事業として行うことを計画しています。現在は、決算の調

整をしっかりと行い、財団にとって最も有利な認可内容となるよう、今後も引き続き検討していきます。

◇会計資料の作成

退職共済事業の退職金に対する会計処理に関して、現在の掛金が施設職員にどのように反映されるか等のシミュレーションを行うなど適正化の判断や資産運用についての方策検討など財団の今後の運営の安定性に関する検証が多方面から検討されています。

7. 受託事業の円滑な事務処理

独立行政法人福祉医療機構から直接受託する、退職手当共済業務について、実務担当者を対象に周知徹底を図るとともに、共済契約申込書その他各種届書の審査、受理、発送事務を迅速に行い、円滑な事務処理を推進します。

8. 説明会の開催及び事務指導

退職手当共済制度に対する説明会等を開催し、制度の理解と共済掛金の納付及び退職手当給付金の支給に係る適正な事務処理、資産運用の状況などを説明するとともに、共済契約施設における退職金に関する事務の円滑な推進を図るため、引き続き指導を行います。

9. 全国会議等への事務局職員の参加

- (1) 全国民間社会福祉事業従事者共済連絡協議会（埼玉県）
- (2) 関東ブロック民間社会福祉従事者共済制度連絡協議会（新潟県）
- (3) 社会福祉施設職員等退職手当共済事務打合せ（福祉医療機構主催 東京都）